

かごしま材による「新しい生活様式」創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 鹿児島県木造住宅推進協議会（以下「木推協」という。）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じるとともに、県産材の需要回復を図るため、「新しい生活様式」に対応した住宅などの増改築等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）を準用するほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「かごしま材」とは、県内の森林から伐採された素材（原木）を県内の製材工場等で加工されたことが証明された製品をいう。
- (2) 「新しい生活様式」とは、長期間にわたって新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させることをいう。
- (3) 「かごしま緑の工務店」とは、かごしま材を積極的に使って家づくりに取り組む大工、工務店（住宅建設会社を含む。）で、別に定める「かごしま緑の工務店登録要領」に基づき登録された者をいう。

(補助事業者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、かごしま材による「新しい生活様式」創造事業実施要領（以下「要領」という。）第3に定める事業実施計画の承認を受けた「かごしま緑の工務店」とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の申請をすることができない。

- (1) 県税を滞納している者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）
- (4) 暴力団関係者（鹿児島県暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表

1 に定める事業とする。

- 2 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって別表 2 に定める経費とする。
- 3 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

（補助率及び補助金の額）

第 5 条 補助率及び補助上限額については、別表 2 に定めるとおりとする。

- 2 要領第 3 に定める事業実施計画の承認後のかごしま材の使用量の増加に伴う補助金の変更は認めないものとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第 6 条 規則第 3 条の補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）は、別記第 1 号様式によるものとする。

- 2 規則第 3 条の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第 2 号様式）
- (2) 木材使用実績計算書（別記第 3 号様式）
- (3) かごしま材の購入又は、かごしま材を使用した木製品の設置費用の明細が記載された領収証等の写し
- (4) 合法木材認定事業者が発行する県産材出荷証明書の写し（原木）
- (5) 合法木材認定事業者が発行するかごしま材出荷証明書の写し（製材品）
- (6) 着工前及び完成現地写真（別記第 4 号様式）

- 3 規則第 13 条の補助事業等実績報告書は、申請書をもって代えるものとする。

- 4 申請書の提出期限は、補助事業が完了したときから 10 日以内又は令和 4 年 2 月 10 日までのいずれか早い日とする。

（補助金の交付の条件）

第 7 条 規則第 5 条第 1 項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに木推協に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金の交付の決定及び確定の通知）

第 8 条 木推協は、申請書を受理した場合は、当該申請の内容及び額について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第 4 条及び第 14 条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第 5 号様式）により通知するものとする。

- 2 木推協は、前項において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定及び交付額の確定をすることがある。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、前条の規定により補助金の交付の決定及び交付額の確定が行われる前までとする。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第6号様式によるものとする。

(補助金の取消し及び返納)

第11条 木推協は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 法令又はこの要綱に基づく木推協の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- (4) 第3条第2項各号に該当することが明らかになったとき。

2 木推協は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、補助金交付決定取消通知書(別記第7号様式)により補助事業者に速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 木推協は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、補助金を返還させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則(材振第276号)

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

(鹿児島県承認日)

附 則(材振第376号)

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

(鹿児島県承認日)

(別表1) 補助対象事業

事業区分	補助対象事業
増改築	1 住宅や民間施設と同一敷地内に別棟で増築 2 住宅や民間施設に接続し、一つの建築物となるよう増築 3 住宅や民間施設の一部を取り壊し、その部分を改築
内装木質化	1 既設の住宅や民間施設の空間を間仕切壁で仕切り、内装木質化 2 既設の住宅や民間施設の内装壁を解体し、内装木質化
木製品の設置	1 住宅や民間施設の空間をパーティションや棚などで仕切る木製品の設置（ただし、仕切り面となる面積の過半が、木材である場合に限る）

(別表2) 補助対象経費等

事業区分	補助対象経費	補助率等
増改築・ 内装木質化	新しい生活様式に対応して実施する住宅や民間施設の増改築等に必要なかごしま材の購入に係る経費	補助対象経費の10/10以内とし、1,000円未満を切り捨てた額とする。
木製品の設置	新しい生活様式に対応して実施する住宅や民間施設にかごしま材を使用した木製品の設置に係る経費	補助対象経費の1/2以内とし、1,000円未満を切り捨てた額とする。ただし、補助金の上限額は、20万円とする。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿児島県木造住宅推進協議会 会長 殿

申請者 住所 〒 _____

会社名

代表者名

(電話番号)

印

令和2年度かごしま材による「新しい生活様式」創造事業補助金等交付
申請書

令和2年度かごしま材による「新しい生活様式」創造事業について、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及びかごしま材による「新しい生活様式」創造事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 木材使用実績計算書
- (3) かごしま材の購入又は、かごしま材を使用した木製品の設置費用の明細が記載された領収証等の写し
- (4) 合法木材認定事業者が発行する県産材出荷証明書の写し（原木）
- (5) 合法木材認定事業者が発行するかごしま材出荷証明書の写し（製材品）
- (6) 着工前及び完成現地写真

かごしま材による「新しい生活様式」創造事業 事業実績書

申請者 (緑の工務店)	会社名					
	代表者名					
	住所	〒 ー				
	担当者名		電話			
	メール		FAX			
	かごしま緑の工務店登録番号：					
発注者（民間）	会社名					
	代表者名		電話			
発注者（個人）	氏名		電話			
木材納入業者	会社名					
	代表者名		電話			
実施場所	〒 ー					
事業期間	～					
事業区分	増改築 <input type="checkbox"/> 内装木質化 <input type="checkbox"/> 木製品の設置 <input type="checkbox"/>					
増改築、内装木質化及び木製品の設置に関する事業内容						
「新しい生活様式」の実践につながる概要等						
かごしま材使用量	※第3号様式（木材使用実績計算書）の数値を記載してください。 m ³					
補助金申請額	区分	補助対象経費	補助対象事業費(税抜)	補助金額	補助率	上限額
	増改築	かごしま材の購入費	円	円	10/10以内	-
	内装木質化	かごしま材の購入費	円	円	10/10以内	-
	木製品の設置	木製品の設置経費	円	円	1/2以内	20万円
建築確認申請の有無	有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/>					

木材使用実績計算書

申請者 (緑の工務店)	会社名	
	代表者名	
	担当者	

<計算結果総括表>

増 改 築	木材使用量	A	m ³
	A のうちかごしま材使用量	B	m ³
	A のうちかごしま材以外の使用量	C	m ³
内 装 木 質 化	木材使用量	D	m ³
	D のうちかごしま材使用量	E	m ³
	D のうちかごしま材以外の使用量	F	m ³
木 製 品	木材使用量	G	m ³
	G のうちかごしま材使用量	H	m ³
	G のうちかごしま材以外の使用量	I	m ³
計	木材使用量	J	m ³
	J のうちかごしま材使用量	K	m ³
	J のうちかごしま材以外の使用量	L	m ³

<注意事項> 使用量は、小数点以下第2位切り捨て、小数点以下第1位とする。

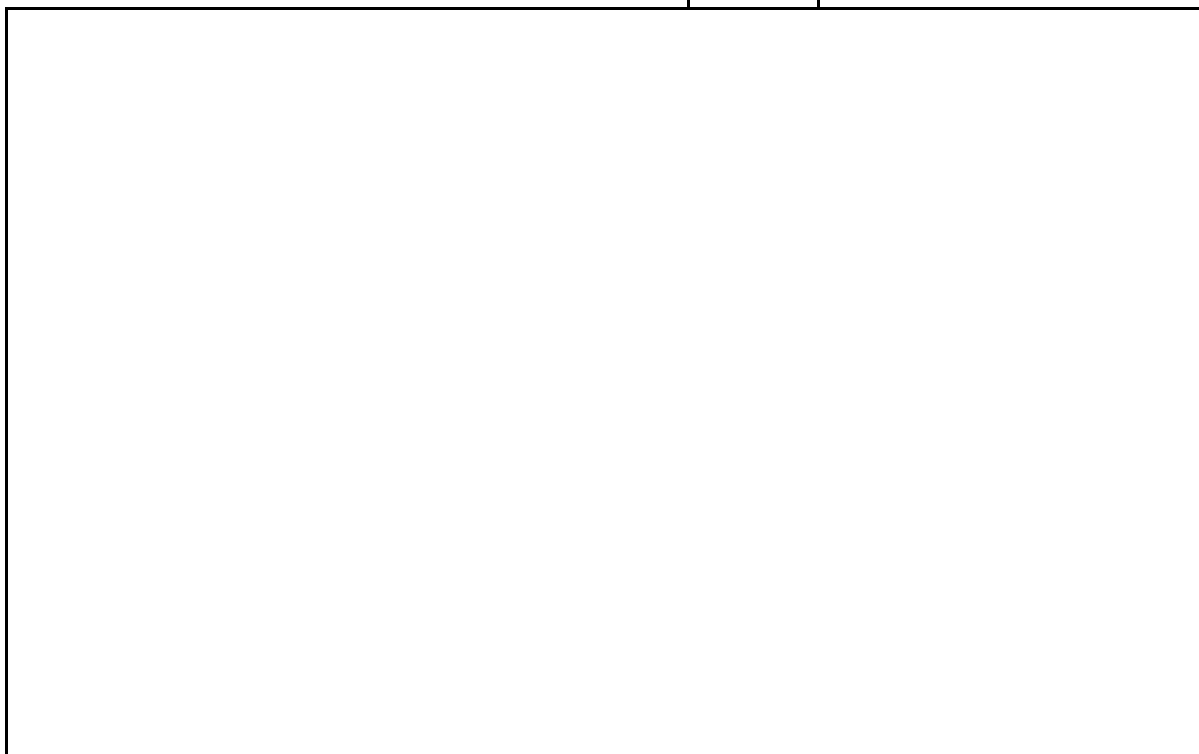
木材使用実績計算書

納入業者		住所											
		会社名											
		代表者名											
		合法木材認定番号		鹿林材連認定第 号			鹿森合認 号			鹿県素連認定第 号			
事業区分		増改築 <input type="checkbox"/>		内装木質化 <input type="checkbox"/>				木製品の設置 <input type="checkbox"/>					
NO	使用部位名	樹種	長さ(m)	断面寸法(mm)		木材使用量(A)		(A)のうちかごしま材使用量		(A)のうちかごしま材以外の使用量		仕入先製材所名	
				短辺×長辺	本数	材積(m ³)	本数	材積(m ³)	本数	材積(m ³)			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
計													

<注意事項> 各材積は、小数点以下第4位切り捨て、小数点以下第3位とすること。
事業区分毎に作成すること。

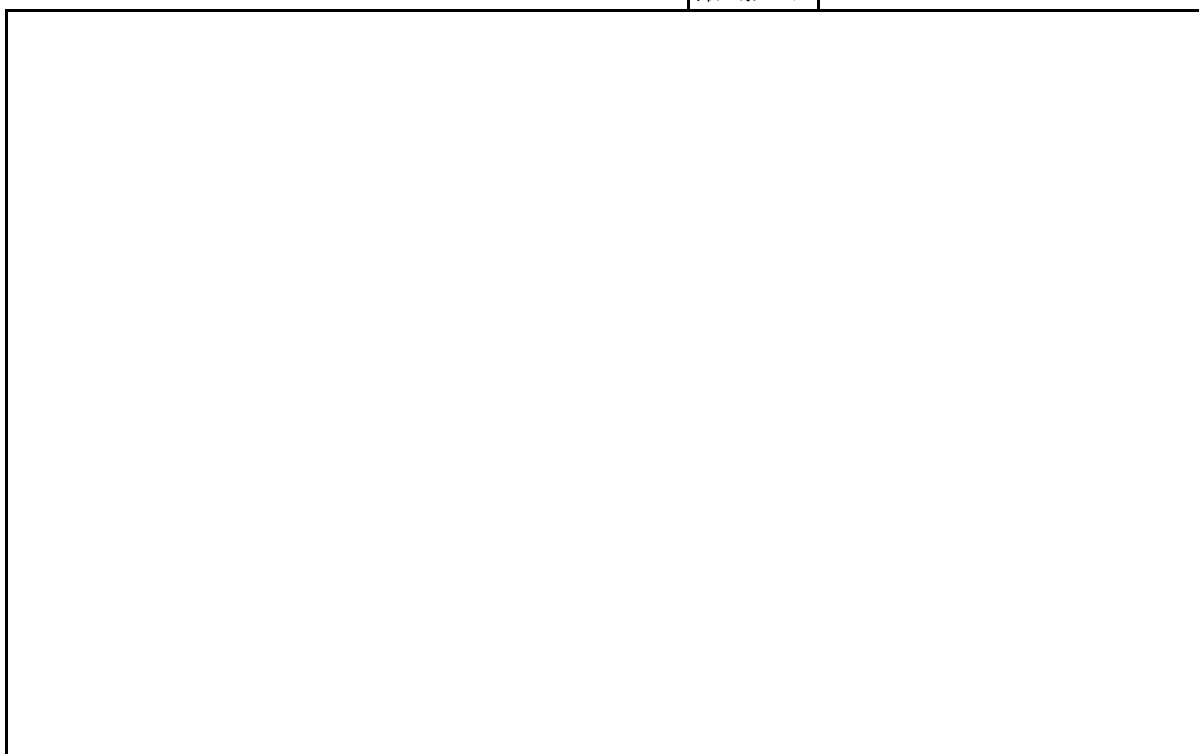
着工前現地写真

撮 影 日	
-------	--



完成現地写真

撮 影 日	
-------	--



第5号様式（第8条関係）

木推協第 号
年 月 日

殿

鹿児島県木造住宅推進協議会
会長 印

令和2年度かごしま材による「新しい生活様式」創造事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあったかごしま材による「新しい生活様式」創造事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により交付額は、交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

年 月 日

鹿児島県木造住宅推進協議会 会長 殿

申請者 住所 〒 _____

会社名

代表者名

(電話番号)

印

令和2年度かごしま材による「新しい生活様式」創造事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 木推協第 _____ 号の交付決定（確定）通知書に基づく
令和2年度かごしま材による「新しい生活様式」創造事業補助金を交付くださるよう、鹿児島
県補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

【振込口座】

金融機関名		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 信用金庫								
支店名		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所								
口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座									
口座名義 (カタカナ)										
口座番号 (左詰)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>									

※ゆうちょ銀行の振込用口座番号は、通帳の記号・番号と異なりますので御注意ください。

※通帳の見開き部分の写し（金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号部分）を添付してください。

第7号様式（第11条関係）

木推協第 号
年 月 日

殿

鹿児島県木造住宅推進協議会
会長 印

令和2年度かごしま材による「新しい生活様式」創造事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定及び確定したかごしま材による「新しい生活様式」創造事業補助金については、下記のとおり交付決定及び交付確定を取り消したので、かごしま材による「新しい生活様式」創造事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 取り消した補助金交付決定及び確定額
円
- 3 取り消した理由